

総会から常任委員会への委任事項

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国パラスポーツ大会奈良県準備委員会会則（以下「会則」という。）第 11 条第 4 項第 5 号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会開催に関する方針（会則第 11 条第 4 項第 1 号を除く。）及び基本計画に関すること
- 2 会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 総合開・閉会式会場の選定に関すること
- 4 県及び会場地市町村の業務分担及び経費負担に関すること
- 5 競技施設及び用具等の整備計画に関すること
- 6 競技の企画及び運営に関すること
- 7 大会実施競技に関すること
- 8 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 9 広報及び県民運動に関すること
- 10 宿泊及び衛生に関すること
- 11 輸送及び交通に関すること
- 12 警備、消防防災及び医療救護に関すること
- 13 式典の企画及び運営に関すること
- 14 募金・企業協賛に関すること
- 15 その他開催準備に関すること